

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年6月14日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プラント起動時において、蒸気式空気抽出器作動蒸気弁グランド部漏えい水温度に上昇傾向が認められたため、当該弁グランド部を増締め実施。	G	
2	2号機	気体廃棄物処理系の定例ガス分析業務において、サンプリングラックの動作不良(シーケンス不良)が認められたため、当該サンプリングラックを点検補修。	G	
3	3号機	停止中の電解鉄イオン供給装置電解槽出口流量計において、指示不良(指示ありスティック)が認められたため、当該流量計を点検補修。	G	
4	4号機	放射性ドレン移送系スチームドレンサンプポンプ(B, D)再循環調節弁の浸透探傷検査において、弁体にひびが認められたため、当該弁を点検及び評価(使用に問題なし)。	G	
5	その他	オーブントレンチ(防護建屋から3・4号機サービス建屋間)内ろ過水配管点検において、配管溶接部(1箇所)ににじみが認められたため、当該部を補修。	G	